

虐待防止マニュアル

放課後等デイサービス MIXED JUICE

1. 障害者虐待の定義

(1) 障害者の定義

① 擁護者による虐待

障害者の身の世の世話や身体介助、金銭管理等を行っている家族など

② 使用者による虐待

障害者を雇用する事業主など

③ 障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者

私たちは障害児通所支援事業のため、「障害者福祉施設等」に該当します



(2) 障害者福祉施設従業者等による虐待の種別

身体的虐待	障害者の身体に外相が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えたり、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
性的虐待	不同意な性的行為や、同意を強要すること。
心理的虐待	著しい暴言、拒否的な対応、不当な差別的言動などによって心理的外傷を与える言動を行うこと。
放置・放棄	衰弱させるような減食や長時間の放置、他の利用者による虐待同様の行為の放置、その他行うべき職務上の行為を著しく怠ること。
経済的虐待	財産や年金、賃金を搾取すること。金銭の使用を制限すること



2. 虐待の捉え方

(1) 虐待の発見

虐待発見の多くは内部告発によるものです。管理者や虐待防止責任者に相談をする基準として以下の観点で判断しましょう。

- ① 困りが生じている事実に着目し、児童の救済を第一に考える
- ② 虐待をしている側の自覚の有無は問わない
- ③ 虐待を受けている側の自覚の有無は問わない
- ④ 親や家族の意向と本人の気持ちは違う場合がある(ほかに行き場がなくなるのではないかと不安から、保護者が施設を擁護するケースもある)

(2) 考えられる構造的要因

- ① 利用者援助を優先すればするほど、支援者の負担が増えていく。
- ② 児童支援が日常化する中、プライバシーや名誉に対する意識が麻痺していく。
- ③ 児童と支援者の誤った上下関係の認識を持ってしまう。
- ④ 1対1での対応や密室での対応による他者の目が欠落する。
- ⑤ 多数の児童の利益保護のため、個人の尊厳が軽視される。

(3) 施設内虐待の解決すべき要因

- ① 環境ないし物理的要因の排除
- ② 援助技術・専門性の向上
- ③ 適切な援助を確保するためのしくみやシステムの設定

3. 虐待が疑われる場合の対応

(1) 初期対応

- ① 安全確保(まず避難させる)
- ② 早期発見・早期対応

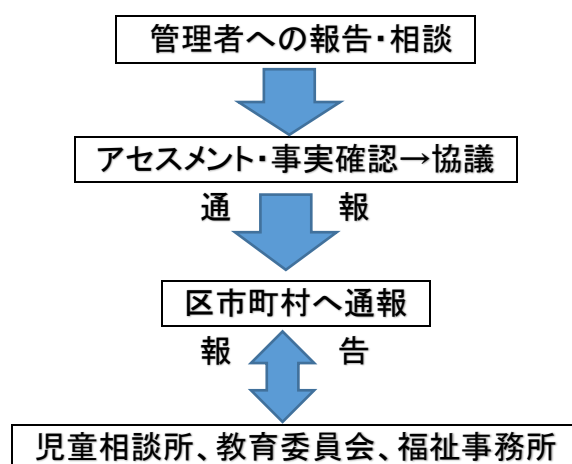
(2) アセスメント・事実確認

発生日時	虐待が起きたとされる日時
虐待の内容	疑われる行為
事実関係	あざやケガがあるか、虐待の自覚や反復性の有無など
情報の精度	直接見たのか、間接的に聞いたのか、他に確認している人がいるか、物的証拠があるかなど
危険度の確認	生命・身体・財産などに対する危険な行為の有無など
児童の言動	「叩かれた」「怖かった」などの言動や、おびえる様子の有無
虐待の疑いある者の言動	認識の有無や説明の一貫性、矛盾性がないか
相談者の確認	虐待を行ったものとの関係、相談に至る経緯など
児童の情報	基本情報のほか、日常生活自立度、意思表示や訴えかけの方法など
虐待の疑いある者の情報	基本情報のほか、過去に同じような事例がないかなど

(3) 調査

相談者、児童、虐待疑いのある者からの聴取はもちろん、相談支援員や保護者に協力を求めたり、児童相談所や学校が把握している情報を共有したりと、徹底的に調査を行います。聴取者は先入観を持たず、事実確認を正確にすすめていきましょう。

4. 虐待に関する報告



北区子ども家庭支援センター	月～金曜日 9:30～17:00 (休み: 土・日・祝、12月29日～1月3日)
	電話 03-3912-1894
東京都北児童相談所	月～金曜日 9:00～17:00 (休み: 土・日・祝、12月29日～1月3日)
	電話 03-3913-5421
足立区こども支援センターげんきこども家庭支援課	月～金曜日 8:30～17:00 (休み: 土・日・祝、12月29日～1月3日)
	電話 03-3852-3535
東京都足立児童相談所	月～金曜日 9:00～17:00 (休み: 土・日・祝、12月29日～1月3日)
	電話 03-3854-1181

5. 虐待防止のための研修

虐待防止のため従業者について、定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容を記載した記録を作成します。

6. ご利用者等によるマニュアルおよび指針の閲覧

本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

